

半田市家具転倒防止器具取付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者世帯等の要配慮者の家具に、家具転倒防止器具（以下「器具」という。）を取り付けるとともに、住民に器具の取付けの必要性及びその方法を周知することにより、これらの者の生命及び財産を地震災害から守り、もって地域住民の安全な住環境を整備することを目的とする。

(事業の対象世帯)

第2条 この事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、半田市内に住所を有し、かつ、世帯員により器具を取り付けることが困難な世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 半田市心身障がい者手当支給条例（昭和48年半田市条例第16号）第2条に規定する心身障がい者のいる世帯
- (3) 半田市遺児手当支給条例（昭和49年半田市条例第22号）第2条に規定する遺児を養育している世帯
- (4) 前各号に準ずる世帯で、市長が特に必要と認めた世帯

(事業の実施方法)

第3条 この事業は、半田市が事業者、ボランティア団体、自治区等（以下「団体等」という。）に委託して行い、市長は、この事業の実施に必要な経費について負担するものとする。

2 前項の経費は、次のものをいう。

- (1) 器具の取付けに係る調査又は工事に必要な人件費
- (2) 器具の取付けに係る調査又は工事に必要な旅費又は燃料費
- (3) 器具購入費及びこれに附随する消耗品費
- (4) 器具の取付けに係る調査又は工事の報告に必要な事務費
- (5) 住民周知に資する講習会等の運営費及び講師謝金
- (6) 調査又は工事に係る保険料

3 器具は、居間、寝室等対象世帯の世帯員が常時居住する部屋等の家具に取り付けるものとし、その数量は、1家具につき6個を1組とし、原則として1対象世帯あたり

4組を限度とする。

(申請)

第4条 器具の取付けを受けようとする者は、市長に申し出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象世帯の者が申請することが困難な場合は、市長が適当と認めた者が代わって申請することができる。

3 自己所有以外の家屋に居住する者が、器具の取付けを申請する場合は、器具の取付けについて、当該家屋の所有者又は管理者からあらかじめ承諾を得るものとする。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条第1項の申出を受けたときは、第2条各号に規定する要件に該当するか審査し、器具取付けの可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により可否を決定したときは、申請者に対し、補助金の交付決定を通知するものとする。

(実績報告)

第6条 この事業の委託を受けた団体等の代表者は、この事業が完了したときは、家具転倒防止器具取付事業実績報告書(様式第1)に市長が必要と認める書類を添付し、速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は前項の報告書を受領したときは、速やかに委託料の額を確定し、家具転倒防止器具取付事業委託料決定通知書(様式第2)により団体等の代表者へ通知するものとする。

(委託料の請求)

第7条 団体等の代表者は、前条の決定通知書を受けたときは、速やかに家具転倒防止器具取付事業委託料請求書(様式第3)を市長に提出しなければならない。ただし、委託事業完了前であっても、市長が特別の理由があると認めたときは、請求書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに委託料を交付するものとする。ただし、前項ただし書の規定により、請求書が提出されたときは、その全部若しくは一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(委託料取消し及び返還)

第8条 市長は、団体等の代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の全

部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した委託料の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 委託料を他の用途に使用したとき。
- (3) 委託料の運用又は委託事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、不正に委託料の交付を受けたとき。

(個人情報取扱い)

第9条 市は、この事業の実施にあたり、申請者の個人情報（住所、氏名、連絡先等）について、本人の同意を得た上で団体等に提供する。団体等は事業終了後、提供を受けた資料について市に返却する。

(検査等)

第10条 市長は、委託料の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その必要な限度において、団体等に対し委託料の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(器具の取外し)

第11条 器具の取付けを受けた世帯が、転居等により器具を取り外す場合、当該費用は自己負担とし、取り外した器具は器具を取り付けた世帯に帰属するものとする。

(免責)

第12条 市は、この事業により器具の取付けをされた家具が、何らかの原因で転倒する等により発生した事故について、賠償の責任を負わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

団体等名

代表者名

家具転倒防止器具取付事業実績報告書

このことについて事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実績額 金 円

2. 事業実績数 件

3. 添付書類

- (1) 器具の取り付けに係る調査又は工事を行った者の人件費の明細
- (2) 器具の取り付けに係る調査又は工事を行った者の旅費又は燃料費の明細及び領収書
- (3) 器具購入費及びこれに附随する消耗品費の明細並びに領収書
- (4) 完了図書
- (5) 住民周知に資する講習会等の運営に係る明細及び領収書
- (6) その他市長が必要と認めた書類

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

半田市長

家具転倒防止器具取付事業委託料決定通知書

年 月 日付けで提出のありました家具転倒防止器具取付事業実績報告書を確認し、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1. 委託料交付決定額 金 円

2. 委託料の交付条件

半田市家具転倒防止器具取付事業実施要綱の規定を遵守すること。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

家具転倒防止器具取付事業委託料請求書

半 田 市 長 殿

所 在 地

団 体 等 名

代 表 者 名

年 月 日 付 け 第 号 において 交付決定された家具転倒防止器具取付事業の委託料として下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

2. 請求先 下記口座への振込みをお願いします。

金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店
口座種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	